寄稿

シングルペアレント世帯の貧困とその背景

大石　亜希子
（千葉大学大学院社会科学研究院教授）

子供の貧困が社会問題となる中で、貧困率がとくに高いシングルペアレント世帯が注目されている。本稿では日本のシングルペアレント世帯の現状を把握するとともに、貧困の背景を探り、貧困の連鎖を断ち切る施策のあり方を展望する。

1．日本のシングルペアレント世帯の現状

日本のシングルペアレント世帯は、2015年時点で124万世帯あり、うち106万世帯が母子世帯、18万世帯が父子世帯である（いずれも他の世帯員と同居のケースを含む[1]（**表1**）。シングルペアレント世帯に属する子供数は189万人（同）おり、これは20歳未満の未婚人口の8.7%に相当する。シングルペアレント世帯数は、1990年代以降増加傾向にあったが、2010年頃を境として減少に転じている。これは少子化の進行に加えて、子供のいる夫婦の離婚数が顕著に減少していることが影響している。

表1に示すように、シングルペアレント世帯のうち、母子世帯の3割、父子世帯の5割以上が「他の世帯員」と同居している。ここでの「他の世帯員」とは、おもに祖父母や母（父）親のきょうだいなどの親族が占めているとみられるが、親族との同居が少なからぬ割合で存在することは、欧米諸国と比較した場合の日本の特徴となっている。シングルペアレントの配偶関係をみると、離別が母子世帯の約8割、父子世帯の7割強と大半を占めるが、それ以外では母子世帯では未婚が多いのに対し、父子世帯では死別の占める割合が大きくなっている[2]。

よく知られたことではあるが、日本のシングルペアレントの就業率は高く、母子世帯では85%、父子世帯では91%に達する[3]。OECD

表1　シングルペアレント世帯の現状

	母子世帯	父子世帯	合計	（他の世帯員がいる世帯を含む）母子世帯	父子世帯	合計
世帯数	754,724	84,003	838,727	1,062,702	181,506	1,244,208
他の世帯員がいる世帯（%）				29.0	53.7	32.6
1世帯あたり子供数	1.589	1.528		1.529	1.466	
子供数	1,199,542	128,369	1,327,911	1,625,343	266,099	1,891,442
20歳未満未婚人口に占める割合（%）	5.5	0.6	6.1	7.5	1.2	8.7
配偶関係（%）	100.0	100.0		100.0	100.0	
離別	78.0	75.0		77.1	67.7	
死別	7.0	20.0		6.3	13.7	
未婚	15.0	4.9		16.6	18.6	
就業率＊（%）	85.5	92.2		85.3	91.0	
うち　派遣・パート・アルバイト	42.8	7.2		41.1	8.8	

（注）＊は労働力状態不詳を除いたベース。
（資料）総務省「国勢調査」2017年

（経済協力開発機構）の Family Database を見ると15歳未満児のいる母子世帯の母（15～64歳）の就業率は英・米・独・仏のいずれの国も60%台であり、国際的にみても日本は突出して高いことが分かる。

それにもかかわらず、シングルペアレント世帯の収入は低い。たとえば可処分所得を世帯人員数で調整した等価可処分所得でみると、母子世帯は137.5万円（2015年）となっており、「児童のいる世帯」全体（同279.2万円）の5割に満たない[4]。子供がいる現役世帯[5]のうち「大人が一人の世帯」の貧困率は50.8%とされているので、シングルペアレント世帯の5割程度は貧困にあると推測される。

2. ワーキングプアに陥る理由

このように、日本のシングルペアレント世帯は典型的なワーキングプアの状態にあるが、その背景には3つの要因を指摘することができる。

第1は、長期雇用を前提とする日本的雇用慣行である。バブル崩壊後、日本的雇用慣行が「崩壊」したという見方も一部には出たが、現実には正規雇用者のシェアは安定的に推移しており、年功的な賃金体系も維持されてきた（神林 2017）。企業内訓練を重視する日本的雇用慣行のもとでは、正社員として就職する機会は学卒時にほぼ限定されるため、出産・子育てに伴う就業中断が多い女性にとって、正社員としての再就職機会を得ることは容易ではない。実際に、母子世帯の母の4割以上は派遣社員やパート・アルバイトなどの非正規雇用者として働いている（総務省「国勢調査」2017年）。

さらに、長期雇用のもとでは、企業は不況期に雇用保蔵をすることを前提として正社員数を絞りがちとなるため、これが慢性的な長時間労働を招き、ワーク・ライフ・バランスの実現を阻む要因となっている。この点について周（2014）は、母子世帯の母が、正社員としての就業を希望しながらも非正規雇用を選択する理由の一つに育児制約があると指摘している。

第2は、労働市場におけるジェンダー・ギャップである。一般労働者の所定内給与でみた男女間賃金格差は2017年で73.3（男性＝100）であり、縮小傾向にあるとはいえOECD諸国の中では韓国に次いでギャップが大きい。さらに、時間あたり賃金で比較すると、女性短時間労働者の賃金は男性一般労働者の半分程度にとどまる。このためシングルペアレントの大部分を占める母子世帯の母は、正規・非正規間の賃金格差と男女間賃金格差という、2つの賃金格差から低収入に陥りがちである。

付言すると、シングルペアレントが低収入なのは労働時間が短いためではない。母子世帯の母の年間労働時間は、正社員では大多数が2000時間を超えており、パート・アルバイトの場合も2000時間にピークをもつ分布となっている（**図1**）。有配偶の母（二親世帯の母）がパート・アルバイトで働く場合に、年間1000時間前後にピークをもつ分布であるのとは顕著に異なっている（大石 2018）。

図1　母子世帯と二親世帯の母親の年間労働時間分布

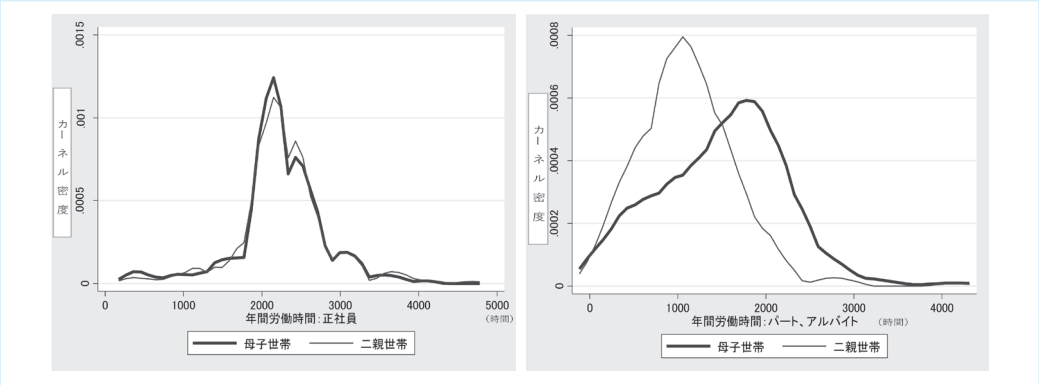

（出典）大石（2018）

第3は、男性稼得者モデルを前提とする税・社会保障制度である。二親世帯の母がパートやアルバイトで働く場合、所得が一定額以下であればその夫には所得税の配偶者控除や配偶者特別控除が適用されることに加えて、本人は健康保険や公的年金の被扶養配偶者にとどまることができるので世帯として追加的な税・社会保険料負担は生じない。これに対してシングルペアレントは、就業状態に関わりなく単身者と同様に何らかの社会保険に加入して保険料を納付しなければならず、これが世帯の可処分所得を圧迫する要因となる。厚生労働省の調査では、シングルペアレント世帯の母の16.1%、父の13.8%が公的年金に「加入していない」と回答しており、保険料負担を回避するためにセーフティーネットから脱落している状況がうかがわれる[6]。

3. 養育費を巡る問題

シングルペアレント世帯が貧困に陥るもう一つの重要な要因として、養育費の問題がある。離別母子世帯のうち、離婚した父親から養育費を受け取っている世帯は19.7%（2011年）に過ぎず、先進諸国の中でも非常に低い水準にある。各国のクロスセクション・データでみても、養育費受給率と貧困率の間には明確に負の相関が観察される（大石　2018）。

このように養育費の確保が進まないのは、離別母子世帯のうち37.7%しか離婚時に養育費の取り決めをしていないことに加えて、取り決めをした場合でも確実な徴収を保障する体制が未整備であることが影響している。国際的にみると、未成人子がいる夫婦が離婚する際に裁判をせずに協議離婚ができる日本はかなり特殊である。現在は離婚届に養育費について記入する項目が設けられているものの、記入がなくても離婚届は受理される。また、子供の親権と引き換えに養育費を諦める母親も多いといわれている。欧米では養育費の支払いが滞った際には公的機関が代わりに給付したり、強制執行したり各種ペナルティを課すなどの介入が行われるが、日本では母親自身が働きかけない限り、滞納分の確保は難しい。

養育費の水準についても、現行の簡易算定方式に基づく算定額はしばしば生活保護基準を下回り、低すぎるという批判が日本弁護士連合会から出されている。このため、最高裁の司法研修所では見直しに向けた研究がスタートした[7]。

4. シングルペアレント世帯における貧困の連鎖をどう断ち切るか

幼少期の環境がその後の人生に少なからぬ影響を与えるとする研究は、海外では多数蓄積されている。たとえばCurrie and Almond（2011）の広範なサーベイでは、母親の妊娠中を含む就学前期の状況がその後の健康、メンタルヘルス、問題行動、学力等に影響することが示されている。何らかの政策介入がなされない場合、幼少期の不利が累積的に成人後の所得や健康に影響し、世代間で格差が固定化する可能性がある。Corak（2013）によると、先進諸国の中で日本は所得格差が大きいだけでなく、世代間格差の固定度も高いグループに属している。日本のシングルペアレント世帯の貧困率はとくに高いことから、子供への貧困の連鎖が懸念される。実際に、シングルペアレント世帯の子供の大学進学率は23.9%と顕著に低い[8]。

ただし、進学率をはじめとしてシングルペアレント世帯の子供のアウトカムが二親世帯の子供に劣るとしても、それが家族形態と経済状態のいずれに由来するのかは区別が必要である。たとえば筆者が母親評価による子供の成績を分析した際には、単純集計では母子世帯の子供のほうが二親世帯の子供よりも成績が不良の傾向にあったが、世帯所得の影響を除去すると両者の成績差は統計的に有意ではなくなった（大石 2017）。つまり経済状態が同じであれば、ひとり親であるかどうかは子供のアウトカムに影響しないことを示唆する[9]。

今後進めるべき重点施策としては、以下の3つが挙げられる。第1は、児童扶養手当などの現金給付の拡充である。子供数に応じた児童扶養手当の増額は2人目で5000円、3人目で3000円に過ぎず、追加的な子育てコストを補償できていない。現金給付は就労意

欲を阻害するという批判が根強くあるものの、年間2000時間を超える労働時間を減らすことで子供と過ごす時間が増えれば、子供の資質向上とウェルビーイング改善につながる。また、現金給付は親のストレスレベルを低下させるので子供にも好影響が及ぶという研究もある。

第2は、養育費の簡易算定方式を見直すとともに、養育費相談支援センターよりも徴収権限の強い機関を設立することである。時間的・経済的に切迫した状況にあるシングルペアレントが養育費支払い不履行等に個人で対応することは難しい。養育費を受け取ることは子供の権利であることを念頭に、組織的な取り組みが必要である。

第3は、現物給付の拡充である。Currie and Almond（2011）によると、低所得層を対象とする良質な保育サービスや住宅の提供、食料バウチャー（フードスタンプ）などの現物給付は、子供のアウトカムを改善する。日本の保育所が低学歴の母親を持つ子供の行動や言語能力を改善させると指摘する研究もある。

シングルペアレント世帯の問題は、とかく家族観との関連で議論されがちである。しかしまず、子供の「育つ権利」を保障するという次世代育成の視点から取り組むことが求められている。

＜参考文献＞
大石亜希子（2017）「母親の非典型時間帯労働の実態と子どもへの影響」『子育て世帯のディストレス』労働政策研究報告書 No.189、労働政策研究・研修機構、pp. 124－145.
大石亜希子（2018）「シングルマザーは働いていてもなぜ貧困か」労働政策研究・研修機構編『非典型化する家族と女性のキャリア』（第7章）労働政策研究・研修機構、pp. 134－161.
神林　龍（2017）『正規の世界・非正規の世界――現代日本労働経済学の基本問題』慶應義塾大学出版会.
周燕飛（2014）『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』労働政策研究・研修機構　研究双書.
Almond, D. and Currie, J.（2011）. Human capital development before age five. In *Handbook of Labor Economics*（Vol. 4, pp. 1315-1486）. Elsevier.
Corak, M.（2013）. Income inequality, equality of opportunity, and intergenerational mobility. *Journal of Economic Perspectives, 27*（3）, 79-102.
Lundberg, S.（2017）. Father absence and the educational gender gap. IZA Discussion Paper No.10814.
Yamaguchi, S., Asai, Y. and Kambayashi, R.（2018）. How does early childcare enrollment affect children, parents, and their interactions? *Labour Economics,* forthcoming.

1 国勢調査における母（父）子世帯は、「未婚、死別又は離別の女（男）と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯」と定義され、これに「他の世帯員（20歳以上の子供を除く）」が加わった場合も別掲されている。
2 厚生労働省「全国母子世帯等調査」（平成23年）では、母子世帯になった理由として「離別」80.8％、「死別」7.5％、「未婚」7.8％、「遺棄」・「行方不明」・「その他」の合計が3.9％となっており、「国勢調査」とは「未婚」の割合に大きな差が生じている。この理由としては、①調査年が異なる、②「全国母子世帯等調査」は東日本大震災のため東北3県を調査対象から除外している、③「国勢調査」では定義上、母（父）子世帯の親の配偶関係を未婚・死別・離別の3ケースに限定しているのに対して「全国ひとり親世帯等調査」では限定していない、④「全国母子世帯等調査」は標本調査であるが「国勢調査」は悉皆調査である、などが考えられる。
3 労働力状態が「不詳」の者を除いて算出している。
4 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成28年）による2015年の所得である。なお、同調査の「母子世帯」、「父子世帯」は他の世帯員との同居世帯を含まず、母（父）は65歳未満に限定される。また、「児童」は18歳未満の未婚者とされており、「国勢調査」と定義が異なる点に注意が必要である。
5 子供のいる世帯で世帯主が18歳以上65歳未満の世帯を指す。
6 厚生労働省「平成23年全国母子世帯等実態調査」による。
7 読売新聞（2018年5月8日付）の報道による。
8 厚生労働省資料「ひとり親世帯の状況について」（平成27年4月20日）
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000083324.pdfによる（2018年5月14日閲覧）。
9 反対に父親不在が子供の行動に影響するとした分析にLundberg（2017）がある。